

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額 (案) 6,460百万円  
(前年度予算額 6,052百万円)



## スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額(案) 4,738百万円  
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者 (臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置  
(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

2019年度:27,500校

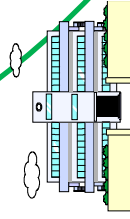
- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

### <学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,400校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

## スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額(案) 1,722百万円  
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置  
(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

2019年度:10,000人

- ①小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

### <教育委員会等>



- ②貧困・虐待対策のための重点配置 1,400人(1,000人)
- ③高等学校のための配置 47人(47人)
- ④質向上のためのSV配置 47人(47人)

### <家庭>

### <福祉関連機関>



※( )は前年度

# いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

## 背景説明

- 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士**等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じた、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、**法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める**。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】



## 目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からの**いじめ予防教育**を行うとともに、**いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備**に関する調査研究を実施する。



## 事業内容 1

### 法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、**事例（裁判例等）を示しながら**、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える**授業モデルの構築や実践的な教材の開発**を行う。



## 事業内容 2

### 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について**弁護士に相談し法的アドバイスを受け**ることや、**弁護士による教員向けの研修会を受け**ること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。



## 事業内容 3

### 法令に基づく対応の徹底

学校において、**いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底**されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



## 期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、**いじめの防止、校務の効率化・負担軽減**を図る。

# SNS等を活用した相談事業

2019年度予算額（案） 210百万円  
（前年度予算額：50百万円）



文部科学省

## <背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになってきている。

（参考）

H29年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間（H30.7総務省情報通信政策研究所調査）  
10代：携帯電話0.6分、固定電話0.3分、ネット通話4.0分、ソーシャルメディア利用54.0分、メール利用17.8分

## <事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（新規）

- 事業形態：①補助事業（補助率：定額） ②委託事業
- 実施主体：①原則、都道府県・指定都市  
※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。
- ②民間団体等

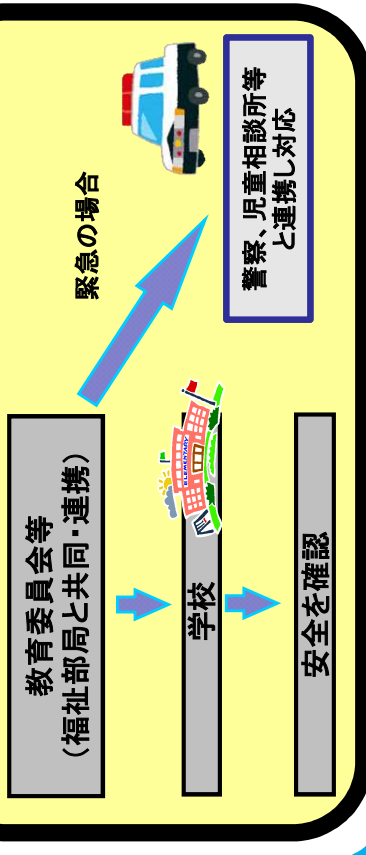
- 実施箇所：①30箇所 ②1団体
- 事業内容：

- ・ 相談対象者：原則、児童生徒
- ・ 相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。
- ・ 実施内容：
  - ① 既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。（既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。）
  - ② 相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行う一つ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

## 【イメージ】SNS等を活用した相談



## （例）自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。



# 夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額(案) 45,783千円  
(前年度予算額 36,077千円)



文部科学省

## 背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。



## 目的・目標

- 教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、
- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
  - ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

## ＜設置促進＞

### ● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3,968千円(箇所数:8)

教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

### ● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12,490千円(箇所数:5)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

## ＜広報活動＞

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

## ＜教育活動の充実＞

### ● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16,385千円(箇所数:27)

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

## ＜受け入れる生徒の拡大＞

### ● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6,099千円(箇所数:27)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受け入れ拡大を図る方策を検証。

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

## 成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれていない事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）

# 健全育成のための体験活動推進事業

2019年度予算額（案）99百万円  
（前年度予算額 99百万円）



文部科学省

## 背景・目的

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

## 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

○ 健全育成のための宿泊体験活動の推進  
（「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）

### 1. 事業内容

（1）宿泊体験事業：宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

- 1-3 ① 小学校、中学校、高等学校等における取組（322校）  
学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。
- ② 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組（134地域）  
ア 教育委員会が主催する夏休み中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。  
イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。
- ③ 教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組（134地域）  
教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助。

（2）体験活動推進協議会 322地域（各都道府県・市区町村）

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1 / 3

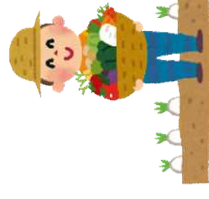


2泊3日以上の宿泊体験活動の実施を推進

学校における農山漁村体験活動の実施を推進

不登校児童生徒を対象とした体験活動の実施を推進

地域の実態に応じた円滑な体験活動の実施を推進



児童生徒の様々な体験活動の実施を推進することで、豊かな心や創造性の涵養を図る

## 1. 幼児教育無償化の実施 (幼稚園就園奨励費補助等)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

※2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する(予算計上は内閣府)。また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚園等も無償化の対象とする。

※内閣府計上予算含む

**701億円 (283億円)**

## 2. 幼児教育の質の向上

### ○幼児教育実践の質向上総合プラン

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

**3.1億円 (2.5億円)**

**3.4億円 (2.8億円)**

### ○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

**0.3億円 (0.3億円)**

## 3. 幼児教育の環境整備の充実

### ○私立幼稚園施設整備費

**13億円 (5億円)**

**平成30年度補正予算額 (案) 15億円**

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、工口改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、(約)8億円を計上。

※補正予算額 (案) には一次補正予算額含む。



### ○認定こども園等への財政支援

**45億円 (33億円)**

**平成30年度補正予算額 (案) 108億円**

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金 34億円

◆教育支援体制整備事業費交付金 11億円

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、(約)11億円を計上。

※補正予算額 (案) には一次補正予算額含む。

**58億円 (39億円)**

**平成30年度補正予算額 (案) 123億円**



# 幼児教育実践の質向上総合プラン

2019年度予算額（案） 308百万円  
（新規）

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進**するとともに、**Society5.0時代の先端技術の活用**を活用した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。

## 【新規】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

148百万円

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

## 【新規】幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

21百万円

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

## 【継続】幼稚園の人材確保支援事業

70百万円

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

## 【新規】幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

28百万円

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

## 【新規】幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

41百万円

（先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究含む）

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。  
（ex. 幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方）  
また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

指導方法や園内環境改善のための手法の開発

# 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

2019年度予算額（案） 32百万円  
（前年度予算額 35百万円）



文部科学省

## 事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターシッピングを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

## 取組内容

### 1. キャリア教育の普及・啓発

#### ◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。

1百万円(1百万円)



### 2. キャリア教育推進体制の構築

30百万円(34百万円)

#### ◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学選択が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

2百万円(2百万円)

【委託先：都道府県教育委員会等、2地域】

#### ◆小・中学校等における起業体験推進事業

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。【委託先：都道府県教育委員会等、11地域】

17百万円(17百万円)

#### ◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターシッピング及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部(地方創生関連施策)】

【補助対象：都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数：15人】

#### ◆子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用

職場体験活動、社会人講話及び出前授業等の推進に当たり、「学校側が望む支援」と「地元企業や地域社会が提供できる支援」のマッチングを図るためのポータルサイトを運用する。

2百万円(2百万円)

※前年度限り経費：「キャリア・パスポート(仮称)普及・定着事業(4百万円)」

※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。



**背景**

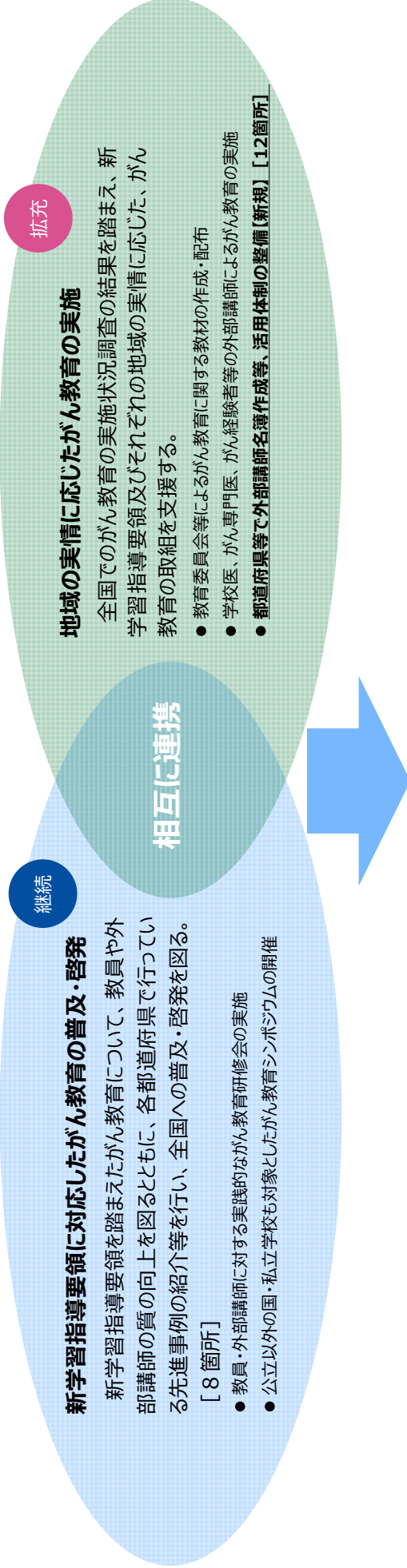
- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とらうに、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から平成34年度までの6年間を対象とした第三期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に学習指導要領の対応を検討する必要がある。

**課題**

- ① **教員のがんについての知識・理解が不十分**  
健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
- ② **がん教育の全国への普及・啓発が必要**  
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。
- ③ **外部講師の活用体制の一層の充実が必要**  
がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

## 課題解決のための事業概要

### 新学習指導要領に対応したがん教育の実施



**成果**

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

# つながる食育推進事業

2019年度予算額（案）  
（前年度予算額）

51百万円  
51百万円



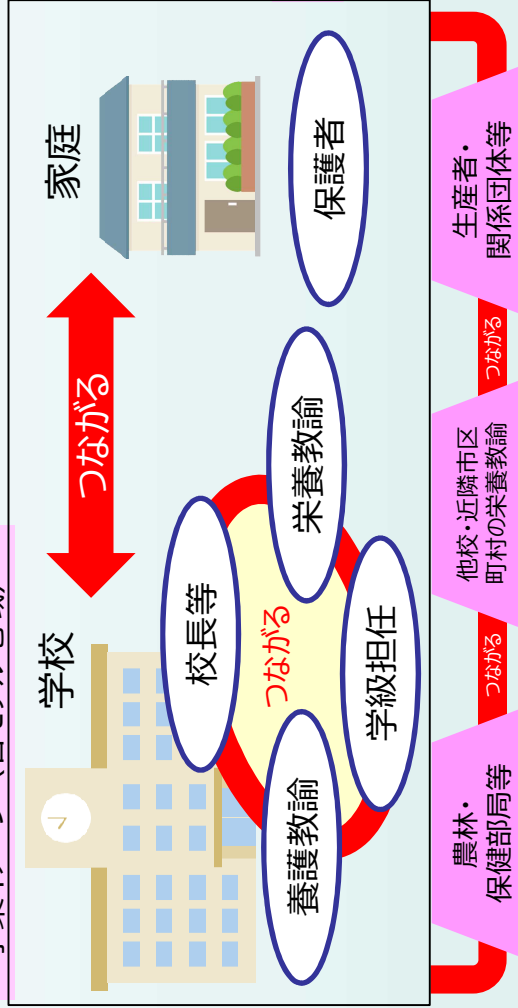
## 現状と課題

食育については、これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

## 事業概要

- ① 栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
  - ② 学校において、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。
- あわせて、新しい学習指導要領に基づき食育を推進するため、給食の時間や各教科等の中で活用できるよう食育を体系的にまとめた中学生向けの教材の作成を行う。

## 事業イメージ（各モデル地域）



## 取組の実施・検証（各モデル地域）

児童生徒や保護者の変化に係る指標をあらかじめ設定  
 ・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、ゆづりより噛んで食べることや食事マナーに対する意識の向上及び実践、伝統的な食文化や行事食の学び、食事の際の衛生的な行動  
 栄養教諭の実践的な指導力向上の取組の推進  
 ・モデル地域の栄養教諭間の連携強化、研修の実施

## 効果検証・普及（文部科学省）

事業終了後に全国の取組の効果を検証  
 ・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ  
 実効性のある取組を全国へ普及  
 ・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知  
 教材作成により、食に関する指導を充実  
 ・栄養教諭を中核とした食に関する実践的な指導の普及・充実

関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発

望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施

栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発

栄養教諭間の連携強化（新規採用や任用換えの栄養教諭への支援）

中核となった栄養教諭や実践事例の研修（校内・地域）での活用

児童生徒の食に関する自己管理能力の育成

栄養教諭の実践的な指導力の向上



# 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

## 背景説明

- 人口規模及び構成の推移をみると、2017年に1,559万人であった年少(0～14歳)人口は、2025年には1,407万人を割り、2035年には1,246万人の規模になると推計されている。
- 少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなることや新学習指導要領を効果的に実施する上で課題の顕在化。



## 目的・目標

都道府県等の支援を通じて、設置者である各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を共有した上で、それぞれの地域で多様な人々との協働が可能な活力ある学校づくりを推進する。

## 「都道府県の指導・助言・援助の在り方」を調査研究〔新規〕

23,415千円(箇所数:10)

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行う。

### (研究内容)

域内の市町村(10か所)における学校規模の適正化・適正配置に係る検討等を踏まえた、指針・ガイドラインの策定やカリキュラム作成、研修会の実施 など

## 「取組モデル創出」のための調査研究

10,795千円(箇所数:9)

- 市町村における、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出する。また、国が取組モデルを分析し、事例報告会等の開催を通じて好事例を全国に普及する。

### (研究内容)

- ・ 統合により生じる課題への対抗方策
- ・ 小規模校のメリット最大化とデメリット最小化方策 など

## ＜経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)＞

成果、事業を実施して、期待される効果

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

2016 (平成28) 年度 58%  2018 (平成30) 年度 2/3  
 2020 (平成32) 年度 100%

課題のある市町村全体から、上記「課題はあるが現時点で検討の予定は立っていない」142%を除いたもの。



# へき地児童生徒援助費等補助金

2019年度予算額 (案) 2,332百万円  
(前年度予算額 2,313百万円)



## I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。



## II 補助内容

(1) スクールバス・ポート等購入費 602百万円(597百万円)

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ポート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,449百万円(1,437百万円)

### A 遠距離通学費

学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。また、激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校又は義務教育学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

### イ 寄宿舎居住費

小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舎に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舎居住に要する経費を免除する都道府県又は市町村の事業に対する補助

### ウ 高度へき地修学旅行費

高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村に対する補助

1,297百万円(1,287百万円)

34百万円(33百万円)

118百万円(117百万円)

(3) 保健管理費 45百万円(45百万円)

へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るため、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検査の実施を行うために必要な経費に対する補助

(4) 離島高校生修学支援事業 236百万円(234百万円)

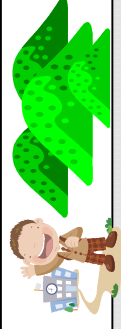
高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県又は市町村に対する補助

## III 補助率

1/2 (高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検査の実施に必要な経費については1/3)

## IV 補助事業者

都道府県・市町村



### 被災地通学バス等購入費補助

東日本大震災の被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ポートを購入する事業に対する補助  
補助率： 1/2 補助事業者： 都道府県・市町村

(復興特別会計) 31百万円(34百万円)